

報告第2号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

専決第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 28 年 12 月 16 日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成28年11月29日 午後0時10分頃
事故発生場所	八千代区下野間
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	
事故の概要	職員が漏水修理作業中に消火栓ハンドルを差したままの状態 で現場を離れたため、車が消火栓に衝突してバンパーが破損した。